

(意見書案第18号)

食の安全・安心確保に関する意見書

本道は、我が国第一の食料供給地域として、クリーン農業等の推進を通じて、安全・安心な農畜産物の供給を推進している。

特に、本年5月の食品衛生法改正に伴うポジティブリスト制度の施行に対して、生産現場では、一層の農薬使用基準の遵守やドリフト防止対策などに努めている。

このような中、本年8月、道内産のカボチャにヘプタクロルが基準を超えて残留していたことが判明し、産地においては当該カボチャの在庫品の自主回収、処分を行うとともに、今後の営農対策などの検討を進めているところである。

しかしながら、今回検出された農薬は30年以上前に登録を失効したものであり、土壌残留性や対処方法などの試験データ等も不足しているため、現地における原因究明や再発防止対策の検討に苦慮している実態にある。

よって、国においては、食の安全・安心の確保や生産者の経営安定を図るよう、下記事項について強く要望する。

記

- 1 ヘプタクロル残留の再発防止対策の確立に向けた調査・分析に対する支援や試験研究を早期に実施すること。
- 2 消費者・マスコミ等に対して、農薬の残留基準及び健康への影響に関する正確な情報を提供すること。
- 3 ポジティブリストに対応した民間保険について、土壌残留農薬を含めた対象農薬の拡大などを働きかけること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成18年12月15日

釧路市議会

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
厚生労働大臣  
農林水産大臣  
食品安全担当大臣

} 宛